

県営土地改良事業計画変更概要書

ほ場整備事業 野村地区

県営土地改良事業（ほ場整備事業・野村地区）変更計画概要書

1. 変更の概要

| 工種 | 変更前 | | 変更後 | | 増減 | |
|---------------|----------|---------|----------|---------|----------|---------|
| | | (千円) | | (千円) | | (千円) |
| 純工事費 区画整理工 | A=7.8ha* | 179,000 | A=7.5ha* | 289,000 | A=△0.3ha | 110,000 |
| 測量試験費 | | 16,000 | | 21,000 | | 5,000 |
| 用地買収及び補償費 | | 18,500 | | 33,500 | | 15,000 |
| 換地費 | | 26,500 | | 26,500 | | — |
| 小計 | | 240,000 | | 370,000 | | 130,000 |
| 事務費 | | 12,000 | | 18,500 | | 6,500 |
| 合計 | | 252,000 | | 388,500 | | 136,500 |

*事業実施後の農地面積

2. 変更の理由

（1）施行地域の変更

全体計画区域 9.3ha→9.1ha (A=0.2haの減)

(事業実施後の農地面積 7.8ha→7.5ha (A=0.3haの減))

地権者からの離脱申し出による計画区域の減。

（2）事業費の変更 (130,000千円の増)

次の理由に伴い、事業費が増加した。

- ① 物価変動に伴う自然増。
- ② ICT・週休2日による工事費増。
- ③ 暗渠排水工追加による工事費増。
- ④ 河川協議による設計の見直しによる測量試験費増。
- ⑤ 電柱移転に係る支障電線路の追加による用地買収及び補償費増。

3. 事業計画変更概要

第1章 目的

当地区において、7.5haの水田を対象に区画整理を行い、担い手への農用地利用集積による経営規模拡大を促進し、収益性の向上と農業経営の近代化、安定化を図ることを目的とする。

第2章 地域の所在及び現況

1 地域の所在

愛媛県西予市野村町野村、阿下

2 当該土地改良事業施行にかかる地域の現況

(1) 土地現況

当地区は、西予市東部の野村町に位置し、町内中心部を1級河川肱川が流下し、周囲を山に挟まれた標高約120mの水田地帯である。

(2) 気象

当地区の気象は、高原特有の気候で日較差や年較差が大きく、平均気温は15°Cで、平均雨量は1,900mmである。

(3) 水利状況

当地区内では、一級河川肱川に流れ込む小河川を用水源として利用しており、水量は豊富であるが、用水系統が複雑で用水管理に労力を費やしている状況である。

(4) 営農状況

当地区は、1戸当たりの経営規模が17a程度の小規模農家が多く、稻作を中心WCS、飼料作物、野菜等を栽培している。

(5) 地域環境の概況

過疎化に伴う農業従事者の減少や高齢化の進行による担い手不足が深刻化し、生産活動や集落機能の低下が懸念される中、中山間地域等直接支払制度などを活用し、非農家も含めた地域住民自ら農地や農業用水路等、地域資源の保全に努めている。

第3章 基本計画

区画は、20a以上の農地に整備することを基本とし、用排水路はコンクリート二次製品で整備し、乾田化を図るための暗渠排水を計画する。

また本地区は、環境配慮区域及び環境創造区域に該当し、保全対象生物のトノサマガエルの生息が確認されたため、非かんがい期に工事を行うなど十分配慮し、周辺環境への影響の軽減を図る。

第4章 工事の要領

1 工事概要(予定)

区画整理工 7.5ha

2 施設の維持管理

事業完了後は、西予市野村地区圃場整備委員会において管理を行う。

第5章 換地計画の要領

計画区域内関係者で換地委員を選出し業務に当たることとしている。

概要等は別紙のとおり

第6章 費用の概算

| | |
|-----|------------|
| 事業費 | 370, 000千円 |
| 事務費 | 18, 500千円 |

第7章 効用

事業実施により、計画的な水管理や田畠輪換による增收や高収益作物の作付面積増加による作物生産効果、区画の拡大や農道整備による営農経費節減効果、維持管理費節減効果、耕作放棄防止効果や国産農産物安定供給効果など事業投資に見合う効用が発生するものと見込まれる。

第8章 他の事業との関係

特になし。

第9章 計画概要図

別添のとおり

別紙

換地計画の要領

1 换地計画樹立の必要性

当地区の農地は、1枚1枚が小さく、個々の所有地が分散しているうえ、農道や用排水路も老朽化が著しいため、作業効率が悪く、維持管理費の増大を招く等、担い手への負担が大きいことから農地利用集積の妨げとなっている。

このため、ほ場整備を実施し、農地を整形することにより作業効率を向上させるとともに、分散した農地を集約し、担い手への農用地利用集積を促進するため、換地計画を樹立する。

2 换地計画樹立の基本方針

(1) 従前の土地の地積の基準

換地交付の基準とする従前の土地の地積は、航空写真による実測地積とする。

但し、上記の日から1ヶ月以内に測量士、測量士補又は土地家屋調査士の測量した実測図及び隣接所有者の同意書を添付して申し出があった場合は、その申し出のあった地積とする。

(2) 農地集団化の方法

| 区分 換地区 | 地帯別、グループ別 団地の設定 | 個人別換地の方法 | | |
|-----------|--------------------|---------------------------|-------------|----------|
| | | 位置選択 | 1戸当たりの目標団地数 | 区画畦畔の取扱い |
| 野村 | 地目別集団化 | 各人の従前の土地が最も密集した位置を中心に定める。 | 1～2団地 | 固定畦畔 |

(3) 非農用地の換地方針

| 区分 換地区 | 種類 | 非農用地区域 の位置の概略 | 面積 (単位:m ²) | 換地手法 | 換地取得 予定者 |
|-----------|----|------------------|----------------------------|------|-------------|
| | | | | | 予定者 |
| 野村 | なし | | | | |

(4) 清算の方法

- 1) 土地評価 標準地比準評価方式
- 2) 土地価格 近傍類似の買収価格を参考とする
- 3) 清算方法 比例地積清算方式

3 国有地等の編入承認に係る地積

(単位:ha)

| 用 途 | 機 能 交 換 に 係 る 土 地 | | | | 一 般 国 有 地 | 合 计 |
|-----|-------------------|-------|-----------|-----|--------------|-----|
| | 国 有 地 | 县 有 地 | 市 町 有 地 等 | 计 | | |
| 道路 | — | — | 0.2 | 0.2 | — | 0.2 |
| 水路 | — | — | 0.1 | 0.1 | — | 0.1 |
| 計 | — | — | 0.3 | 0.3 | — | 0.3 |

農地中間管理機構関連農地整備事業(ほ場整備事業)

のむら
愛媛県 野村地区 計画一般図

縮尺1:25,000

愛媛県

西予市

野村地区

事業概要

| | |
|------|--|
| 受益面積 | 7.5ha |
| 主要工事 | 区画整理工 整地工 道路工 用水路工 排水路工 暗渠排水工 |
| 事業量 | 7.5ha 7.5ha 1.5km 1.6km 1.4km 5.6ha |
| 事業費 | 370,000千円 |
| 関連事業 | — |
| 事業主体 | 愛媛県 |

凡例

| | |
|---|-------|
| ■ | 国道 |
| ■ | 主要地方道 |
| ■ | 一般県道 |
| ■ | 市道 |
| ■ | 受益地 |

県営土地改良事業（ほ場整備事業・野村地区）における
事業費等の負担区分の予定及び地元負担の予定基準

1 事業費の負担区分の予定 (() は変更前金額)

| | |
|-------|-------------------------|
| 国庫補助金 | 231, 250千円 (150, 000千円) |
| 県費負担金 | 101, 750千円 (66, 000千円) |
| 地元負担金 | 37, 000千円 (24, 000千円) |
| 計 | 370, 000千円 (240, 000千円) |

2 事務費の負担区分の予定 (() は変更前金額)

| | |
|-------|-----------------------|
| 県費負担金 | 18, 500千円 (12, 000千円) |
| 地元負担金 | 0千円 (0千円) |
| 計 | 18, 500千円 (12, 000千円) |

3 地元負担金の予定基準

内訳

| 工種 | 西予市分 | |
|--------------|--------------------------|--------------|
| | 西予市 (変更前金額) | 受益者 (変更前金額) |
| ほ場整備事業 (事業費) | (24, 000千円) 37, 000千円 | (一千円) 一千円 |
| ほ場整備事業 (事務費) | (0千円) 0千円 | (一千円) 一千円 |
| 計 | (24, 000千円) 37, 000千円 | (一千円) 一千円 |

(備考)

※地元負担金は1と2の合計額

※受益者の負担金は無い

4 特別徴収金

この事業の施行に係る地域内の土地につき土地改良法（以下「法」という）第91条の2第6項各号（同項第1号の規定を農業経営基盤強化促進法第22条の6第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む）のいずれかに該当する者は、当該事業に係る法第87条の3第7項において準用する法第87条第5項の規定による土地改良事業計画の公告があった日から、工事の完了につき法第113条の3第3項の規定による公告があった日（その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度（その年度が到来する前の年度を知事が指定したときは、その指定した年度）の初日以後8年を経過する日までの間に、法第91条の2第6項各号に定める場合に該当することとなつたときは、同条の規定により特別徴収金を徴収する。ただし、農業経営基盤強化促進法第22条の6第1項の規定により読み替えて適用する法第91条の2第6項第1号の

農業経営等の委託をした者は、当該委託を解除したことにより同号ハに掲げる場合に該当することとなる場合であつて、引き続き当該委託の解除に係る土地について農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第5項に規定する農地中間管理権を設定した場合において、当該土地改良事業計画の作成に法第87条の3第7項において準用する法第87条第5項の規定による公告があった日から、当該農地中間管理権の存続する期間の終期までの期間が15年以上であるときは、この限りでない。